

「大綱」と「教育振興基本計画」との関係について

国は、知事が総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、「教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない、としている。

<参考>

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。(H26. 7. 17 文部科学省初等中等局長通知(抜粋))



<本県の「教育に関する大綱」に係る対応(案)>

- ・本県では、今年度、教育振興基本計画を改定。
- ・このため、「改定後の教育振興基本計画を大綱として位置づける」こととし、そうした認識の下で、今後、教育委員会において計画の改定作業を精力的に進めることとしたい。